

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定に係る都市計画の原案を作成したので、法第16条第2項の規定に基づく京都市地区計画の案の作成手続に関する条例（以下「条例」という。）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該原案を縦覧に供します。

なお、条例第3条の規定により、法第16条第2項に規定する者は、当該原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、京都市長に意見書を提出することができます。

平成19年10月18日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 地区計画の名称

烏丸通沿道四条南地区地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

京都市下京区大政所町、竹屋之町、上柳町、匂天神町、函谷鉾町、水銀屋町、童侍者町、二帖半敷町、白楽天町及び釘隠町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成19年10月18日から平成19年11月1日まで

（注）当該都市計画の原案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び同原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提

出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)